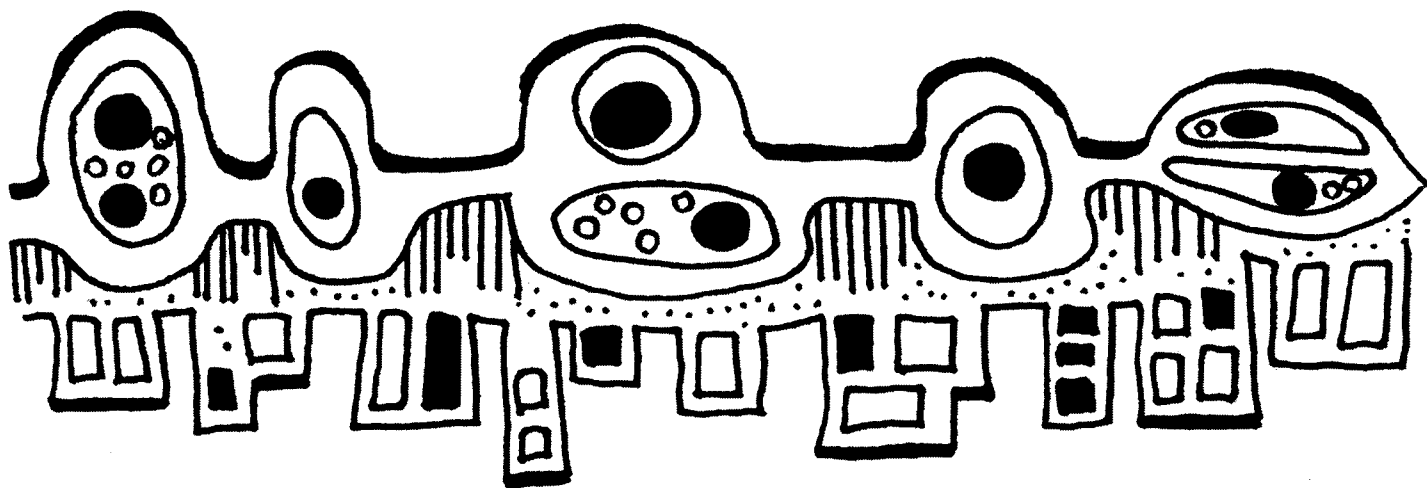




第3期 多治見市地域福祉計画

平成26年度～平成30年度

概要版

平成26年3月
多治見市



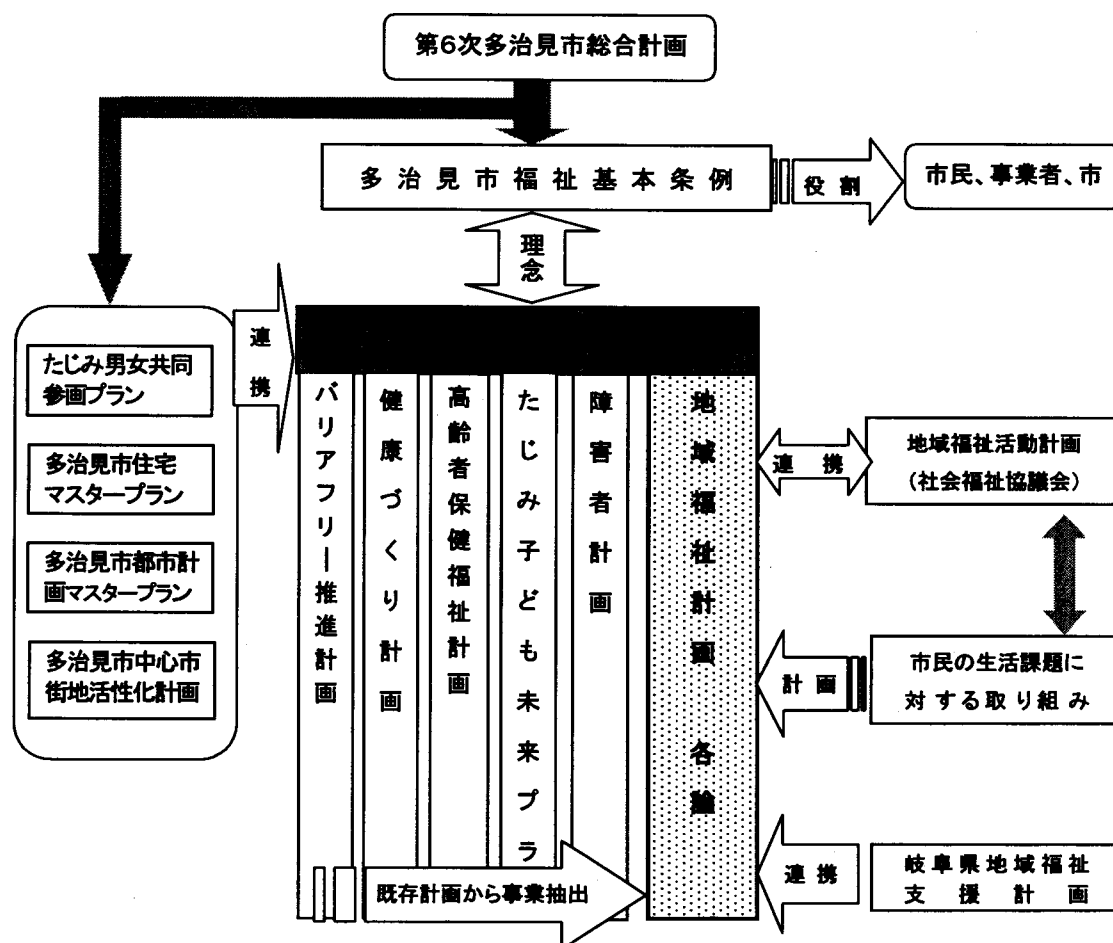
第3期多治見市地域福祉計画

1 地域福祉計画とは

社会福祉法と多治見市福祉基本条例にもとづき、市民の方一人ひとりが、人としての尊厳を持って、家庭や地域の中で、子どもから高齢者まで、女性も男性も、障がいのある人もない人も、いつまでも安心して幸せに暮らし続けられるようなまちづくりを、総合的・計画的に進めるために策定している計画です。

2 計画の位置づけ

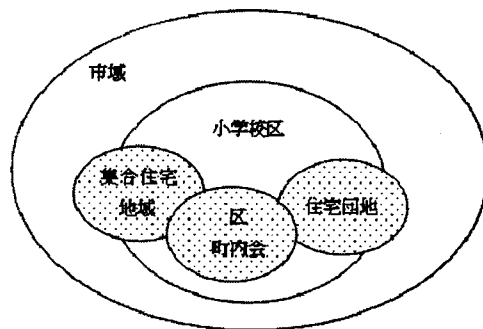
この計画は、第6次多治見市総合計画を上位計画とし、「多治見市高齢者保健福祉計画」、「多治見市健康づくり計画」、「多治見市障害者計画」、「たじみ子ども未来プラン」、「多治見市バリアフリー推進計画」等の関連計画の内容を包含する保健福祉施策の総合的な計画部分（総論）と、地域福祉を推進するための具体的施策と目標を示した実施計画部分（各論）により構成されています。



3 計画における地域の考え方

この計画は基本的に市全域を対象として策定しています。

ただし、市民の方の視点からは、生活により身近な地域での対応が望まれる場合もあります。そのため、計画では、「市域」のほか、市民の方の参加が得られやすい「小学校区」、「区・町内会」、「高齢化率の高い地域」、「年少人口の多い地域」など、さまざまな地域を単位として計画を策定しました。



【計画における地域のイメージ】

4 計画期間

計画期間は、平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年間です。ただし、この計画期間にかかわらず、社会情勢の変化や市民のみなさんの意向等に応じて必要な見直しを行います。

5 基本目標

この計画の基本目標は、「元気にずっと暮らしつづけたいまち、安心のあるまち」です。

6 基本理念

この計画は、「多治見市福祉基本条例」に規定された基本理念や施策の方向性に基づき、基本目標実現のために次の 8 項目を計画の基本理念として掲げ、これらの理念に沿って施策を展開します。

- (1) すべての市民が個人として尊重される社会
- (2) すべての市民が偏見を持たず、差別しない、差別されない社会
- (3) すべての市民が生きがいを持てる社会
- (4) すべての市民が健やかに暮らせる社会
- (5) すべての市民が地域で生活し続けることができる社会
- (6) すべての市民が相互に支えあい連帯する社会
- (7) すべての市民が安心して生活できる社会
- (8) すべての市民が福祉のまちづくりに参加する社会

7 基本方針

この計画は、基本理念の実現をめざして、次の 5 項目を基本方針として事業の推進に取り組めます。

- (1) 福祉に対する意識の向上に取り組めます
- (2) 市民活動等の支援に取り組めます
- (3) 福祉サービスの充実に努めます
- (4) 安心な生活の確保に努めます
- (5) 地域福祉計画を含めた健康・福祉に関する諸計画を推進します

計画でめざすべき将来像「元気にずっと暮らしつづけたいまち、安心のあるまち」（基本目標）の実現にむけ、この計画では次の4項目を重点施策として事業の推進に取り組みます。

（１）小中学校で福祉教育を推進します

小中学校において一貫した福祉教育の推進を図ることを目的に、小学生向け福祉教育読本「わたぼうし」、中学生向け福祉教育読本「ひろがる！」を平成27年度に改訂・発行し、福祉教育・福祉学習活動を推進します。

また、社会福祉協議会等と連携して小中学校での福祉学習や福祉体験活動を支援し、子どもたちの福祉の心を育てます。

（２）地域福祉活動を支援します

自治会、社会福祉協議会、民生児童委員等と協力して、地域福祉協議会、地域力向上推進会議や小地域の地域福祉活動等に取り組む団体の設立、活動を支援します。

また、青少年まちづくり市民会議、老人クラブ、母親クラブ、ひまわりサロン、障がい者サロン、子育てサロン等の活動や宅老所の運営等を支援します。

（３）地域での見守り活動を推進します

訪問や配食サービス等の実施等により、見守り活動と在宅支援を推進します。

また、高齢者の見守りについては、地域包括支援センターと高齢者支援センターが中心となり、連絡会議を開催し情報共有に努めます。

（４）災害時要援護者に対応できるよう避難所の確保、マニュアルの作成等に取り組みます

要援護者情報の共有や緊急時連絡体制の確立等、行政、ボランティア、地域が連携して活動できる災害対策体制、緊急時の情報提供手段の確保、災害時要援護者に対応できる福祉避難所を確保するとともに、福祉避難所の運営マニュアルを作成します。

また、社会福祉協議会と連携し、災害救援ボランティアセンターの運営について検討・点検を行います。

問い合わせ先

多治見市役所 福祉部 福祉課

〒507-8703 岐阜県多治見市日ノ出町2丁目15番地

電話 0572-22-1111（代表） FAX 0572-24-1621

E-mail fukusi2@city.tajimi.lg.jp